

三総第235号の2
令和3年12月10日

兵庫県地域人権運動連合
議長 前田 泰義 様
丹有地域人権運動連合会
会長 西本 嘉宏 様
丹有地域人権運動連合会
三田市支部長 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲 男



憲法と地方自治の原則通りの市民施策の充実と
「同和行政」の完全終結を求める要求書について（回答）

師走の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和3年11月5日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 「核兵器は悪」とする核兵器禁止条約が今年1月22日に発効しました。条約の批准国は現在も増加しています。ところが、日本政府は日本が唯一の被爆国であるにもかかわらず、世界の趨勢に逆行して条約批准に背を向ける態度をとり続けています。昨年の回答では「平和首長会議」を通して批准の要請をしていると述べましたが、三田市として独自に「核兵器禁止条約」の早期批准を国に要請してください。戦争は人権破壊の最たるものです。「憲法9条改憲」問題に関して、昨年の回答は、「国会で十分に審議させるべき問題」とだけ述べました。三田市は、違憲立法である「安保法制」（戦争法）は廃止すべきこと、また戦争放棄を謳った憲法9条は遵守することを市民に表明し、国に対しては「9条遵守」を要請してください。（人権推進課）

「核兵器禁止条約」については、本市が加盟している「平和首長会議」を通して、内閣総理大臣に対し「核兵器廃絶に向けた取り組みの推進について」により、日本政府には、一刻も早く核兵器禁止条約の締約国になっていただくよう、また、核保有国と非核保有国の橋渡し役として核軍縮に向けてリーダーシップを発揮していただくよう要請しています。

なお、被爆75年にあたる2020年10月24日、核兵器禁止条約の発効要件を満たす50ヶ国の批准書が寄託され、2021年1月22日に発効となり、核兵器の使用が国際法で禁止されることとなりました。

日本は唯一の被爆国であることから、核兵器の禁止から廃絶へ向けての強い思いから、兵庫県原爆被害者団体協議会をとおして、市長名により日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名を提出したところです。また、憲法9条に関しては、日本国憲法の基本原理である平和をしっかりと守っていくことを前提として国会で十分に審議されるべき問題であると考えます。

2 コロナ禍が続く中、全てに市民に対し憲法を生かし基本的人権を保障する立場から、市民の命と健康を守り、生活・生業を保障し、その向上に資する施策を実施すること。

- ①三田市が進める「三田市民病院改革プラン」では新型コロナウイルス感染症から市民の命と健康を守ることができません。また「北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会」(以下、「検討委員会」)の議論は、市民の声がまったく反映されていません。「三田市民病院を公立の総合病院として存続させ、さらなる充実を努めること」を求める市民団体や多くの市民の要請について真摯に協議する場を設定してください。「検討委員会」の議論は中止してください。コロナ禍で必要性が浮き彫りになった保健所の設置を県に要請してください。(市民病院改革プラン推進課・健康増進課)

三田市としましては、市民病院の最も大きな役割である『救急医療を中心とする急性期医療』を堅持し、更には充実させる必要があると考えております。そのためには、若手医師の確保が不可欠ですが、平成 30 年度から新専門医制度(※)が実施されたことにより、若手医師は経験豊富な指導医が揃い、充実した診療科で豊富な症例を診療することが可能な都市部の大規模病院を選択する傾向が強くなり、また、県内においても大規模かつ高機能な病院の整備を目指した公立病院の再編・集約化が進んでいることから、今後、三田市民病院を魅力のある勤務先として選択する若手医師が減少していくのではないかと危惧するところであります。また、令和 6 年度から本格的な実施が予定される医師の働き方改革への対応でこれまで以上に若手医師の確保が必要となることから、今後、急性期医療提供体制の確保が一層厳しくなることが想定されます。そこで、現在、三田市と神戸市が共同で北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会を設置し、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編・集約化も視野に入れたあらゆる選択肢を想定して、有識者や地元地域団体代表等の委員から北神・三田地域の急性期医療を将来にわたって確保するための望ましい姿について広く意見を聴取しているところです。現時点においては、未だ具体的な方向性をお示しする状況にはないものであり、今後、関係行政機関及び医療機関等との調整が一定進捗し、市民病院に関する構想案を取りまとめていく段階になりましたら、市民の皆様にも広く構想案を提示し、丁寧なご説明と意見交換など市民参加の場を設けてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

※新専門医制度とは

平成 30 年度に始まった制度で、初期研修を修了した医師(専攻医)が指導医のもとで臨床研修を受け、一定数以上の症例や手術等の経験を積むことにより、一般社団法人日本専門医機構から「専門医」としての認定を受けることができる制度。大学病院などの基幹病院策定のプログラムのもと、連携病院として魅力のある病院でなければ、医師の派遣はもとより若手医師の確保も困難となる。

また、現在、三田市を管轄する保健所は宝塚健康福祉事務所ですが、国の保健所設置指針に基づき概ね人口 30 万人を目安に県が設置し、コロナ禍においては保健所の体制や機能の強化について、様々な取り組みが進められているところです。

②すべての子どもたちに行き届いた教育を保障するために、全国の父母と教職員組合は何十年にわたって「30人以下学級」の要求署名運動を続けてきました。このねばり強い運動とこのたびの新型コロナウイルス感染症蔓延による「密」を避けるという国民的な声が突き、40年ぶりに一学級定員の改定が行われ、小学校全学年で2025年に「35人学級」が実現することになりました。

昨年の回答では、「少人数学習」と設置基準を混同され議論がかみ合いませんでした。また、「学校の大規模化」が「多様な出会い」をつくるかのように強調されたが、大規模学校では子どもたちが疎遠になり、小規模学校の方が「親密で多様な出会い」が用意されるというのが実際です。

大規模学校で「様々な選択が可能な環境を整えることが大変重要」とされたが、小規模学校でも「様々な選択が可能な環境」を整えることはできます。

以上の理由から、父母や地域が要望しているように、中学校や保育所等の統廃合計画は撤回してください。(教育総務課・幼児教育振興課)

三田市としては、一学級における少人数化を進めることと、学校の小規模化に対する取り組みについては、異なるものであると考えております。少人数学習については、学校規模の大小に関わらず、市内の各学校においても、実施しているところであり、今後も継続していきます。学校は、学習の場であるとともに、対人関係においてお互いの考えや意見をスムーズに伝えていくためのコミュニケーション能力や、人間関係における調整力を身に付けていく大切な出会いの場になります。学校における多様な出会いを確保し、学習活動や部活動など、あらゆる場面において、様々な選択が可能な環境を整えていくことも大変重要と考えます。学校の再編については、引き続き保護者、地域の皆さまとともに協議を進めてまいります。

また、保育所につきましては、現時点で市内に1カ所のみ市立保育所である三田保育所を、いずれかの施設と統廃合する計画は持ち合わせていません。市立幼稚園については、少子化や保育ニーズの多様化により園児数が減少しており、幼児期における集団での生活を通じた豊かな学びを保障することが困難になりつつあることから、「三田市立幼稚園再編計画(案)」を策定し、農村地域の幼稚園を再編し、認定こども園化することにより、集団規模を確保することによる子どもの学びと育ちの充実と子育て世帯への支援を図ることとしています。再編計画の策定・実施に取り組むことで、今後も子育て世帯の保育ニーズに適切に対応するとともに、子どもたちの健やかな学びや育ちを支援してまいります。

③「子育てするならゼッタイ三田」と宣伝しておきながら、その一環の「中学生までの子どもの医療費無料化」施策を一部中止したことは、市民に対する背信行為であり撤回すること。

「子ども医療費助成制度」は、全国的には約半数の自治体で「高校卒業まで」となっています。三田市でも高校生まで拡充すること。昨年度の回答では、「限られた資源を最大限に有効活用」を理屈にして「一部中止」の理由付けにしています。市民目線で「有効活用」論を言えば、副市長2人制より優先すべきは「高校生までの医療費無料化」です。2人制は市民の意見を聞かないまま市議会の議決だけで導入されました。三田市の事業(予算)の見直しをして、最優先で財政確保をすべきです。(国保医療課)

こども医療費助成制度の改正は、将来にわたり市民が安心して健康な生活を続けることができる仕組みや制度づくりの視点を重視し、市民全体の負担バランス、低所得者等への配慮を考え、目前の財源確保だけでなく中長期的な視点を持って、議会とも協議を経て制度の再構築を行ったものであります。今後も持続可能な制度として維持させつつ、限られた資源を最大限に有効活用し、実質的な公共サービスの維持・向上を図ることが行政に課せられた命題であると考えており、その中で、令和3年10月から高校生等への入院医療費助成制度については開始いたしました。完全無料の制度へ戻す考えはありません。

3 現在、条例化が進められている「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」(案)は、9月22日の懇談会でも指摘したように、憲法の人権概念や基本的人権を侵害し地方自治法に反する内容であり、撤回すること。

また、パブリックコメントの集約状況と大まかな内容を明らかにすること。

「人権尊重」のための「条例」と銘を打ちながら、これまでも主人公である市民の声が反映されていません。どのように反映するのか今後のスケジュールを明らかにすること。(人権推進課)

この条例は、現在の社会情勢を踏まえ、今後、積極的に対策を取らなければ様々な人権侵害や生きづらさを感じる人が増えてくる可能性があることから、三田市でこのような状況を将来にわたって生じさせないよう、市が取り組みの方向性を示し、個々の施策を推進していく環境を整え、誰もが自分らしく生きることができると目指していくために必要なものです。

なお、パブリックコメントに回答させていただいたように、この条例案は、人権侵害のない社会をつくり、全ての人が自分らしく生きることができると共生社会を実現することを目的としております。内容につきましても憲法13条の個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重をはじめとする日本国憲法に反するものではないと考えております。市民の皆さんとともにこうしたまちづくりを進めていくために、市長と市議会の合意のもと条例を制定することが、将来にわたって継続的、効果的に実施する方法と考えており、現在、市民の代表となる市議会で審議していただいているところです。また、市民等から構成される三田市附属機関「三田市人権のまちづくり推進委員会」を「三田市人権共生社会推進委員会」へ名称改称し、当該附属機関により取組を推進していきたいと考えております。

4 人権・同和行政の施策について(人権推進課)

①「解放学級」は特別法執行後もなお今日、「同和地区」の線引きを残し部落問題解決に逆行する事業です。そのうえ、市単事業であり、即刻廃止すること。

(1) 計画では、8学級(小学校4, 中学校4)での実施とされていたが、決算書では、6学級になっています。その理由を明らかにすること。

当初予算編成時では、8学級の運営を予定しておりましたが、コロナ禍による学級の開始時期延期、また開催の見送りが発生したためです。

(2) 解放学級に関する次の資料を提出すること。

○解放学級実施要項○「解放学級事業実績報告書」「活動日誌」○「運営委員会」の構成と役職、部落解放同盟の参加の有無○生徒募集資料○謝金対象者の重複度とその確認方法、指導内容○教職員の勤務形態「専免」の実態と確認

資料の提出につきましては、別途調整させていただきます。

(3) 昨年の回答では、「解放学級は、児童生徒が将来、『差別を受ける』或いは『差別に出会う』という場面に遭遇した時に、『差別を見抜き、それにどう対応すべきか』を自分で考えて仲間とともに行動できる力をつける目的で実施」とされているが、決算書や解放学級実施要項の文言と異なります。

法務省の統計でも「差別」よりも差別でない「人権侵害」に「遭遇する」ことが圧倒的に多い。そもそも目的が間違っています。

ご指摘にあるとおり文言は異なっておりますが、差別に負けない力をつける趣旨は同じものであると考えております。

②昨年度のインターネット・モニタリングの結果と「書き込み」に対する三田市の対応や指導の具体的な内容と結果を明らかにすること。

実施回数といたしましては、毎週月・金をモニタリング実施日とし、72回モニタリングを行いました。削除対象及び削除依頼は、1件(依頼2件)でした。

③昨年度の「総合相談窓口」での相談結果を明らかにすること。

相談総数は、177件でした。うち、電話による相談が、124件、面談による相談が50件、ファックス等が3件でした。人権相談における相談内容別の主なものでは、部落差別1件、女性2件、疾病に関するもの3件などでした。また、学習相談は15件でした。

④2002年の「同和に関する法律」<「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(「地対財特法」)>の終了を踏まえ、「同和地区(補佐別部落)」や「同和地区(被差別部落)住民や出身者」が存在しないことを積極的に広報すること。

(1)これまでの回答では、「三田市では、『同和地区』と呼ぶ地域や『同和地区住民』と呼ぶ住民はありませんので、広報等を行うことは考えておりません。」としているが、それでは、これまで三田市では、どのような地域や基準で同和行政を行ってきたのかを明らかにすること。

部落差別の現状とともに、部落差別をどのように解決するのか道筋を明らかにすること。

同和对策審議会答申を受け、同和对策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法、さらには地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の定めるところにより地域改善対策を講じてきました。これにより生活環境等の安定向上が疎外されている地域に見られた生活環境等の劣悪な実態は大きく改善されたものの依然として心理的差別が根強く残るなど人権教育・啓発の課題があるとして人権教育啓発推進法、そして部落差別解消推進法に基づき同和問題の解決に向けて取り組みを行ってきました。部落差別を理由とする誹謗中傷行為、差別助長行為、忌避意識など差別の現実がある限り、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、地域の実情に応じた対策を講ずるように努めてまいります。

(2)これまでの回答では、「差別を受けなければならない地域や人は、どこにも存在しません」としていますが、解放学級の目的と矛盾しています。

昨年度の回答と同様、差別を受けなければならない地域や人は、どこにも存在しませんし、以前から『同和地区』と呼ぶ地域や『同和地区住民』と呼ぶ住民はありません。しかし、部落差別の解消の推進に関する法律にも記載されているとおり「現在もなお部落差別が存在していること」「部落差別の解消に関する施策を講ずることが国及び地方公共団体の責務であること。」以上の背景から、次世代を生きる子どもたちの将来にこのような課題を残さないために、自尊心を育み、胸を張って堂々と生きることを学び、人権社会の担い手となる意欲と態度の育成をめざし、解放学級事業を実施してまいります。

5 12月の人権週間に行われている「三田市人権と共生社会を考える市民のつどい」について(人事課・人権推進課)

①教員と市職員の参加に係わる「通知」を明らかにすること。

(1)なぜ「通知」を出しているのか、法的根拠を明らかにすること。「通知」は職務命令です。

三田市では、第4次総合計画で「人権尊重のまちづくり」を取り組み目標に掲げ、三田市人権施策基本方針において、教員や市職員の研修を充実させ、資質を高めることが位置づけられています。そういったことから、三田市人権と共生社会を考える市民のつどいは人権尊重のまちづくりを進める大切な取り組みであり、通知は、つどいの実施を教員や市職員に対する自主参加の人権研修の機会として周知しているものであり参加を強制しているものではありません。

(2) 市行政職員(教職員も同様)は「自由意志による(原則)全員参加」(出張でない)とは強制であり、廃止すること。

昨年の回答では、「参加しないことによって、教員や市職員に不利益を生じさせたことはありません。」としていますが、休日なのに「通知」を出し、参加を強制していること自体が不利益です。

あらゆる差別の解消は行政の責務であり、市職員はつどい等への参加を通じ、率先して差別解消に向けて取り組んでいくことが大切であり、研修の機会を周知していくことは、その趣旨から当然のことと考えています。しかしながら、(1)で回答しましたとおり、通知は職員の自主的な参加を求めているものであり、参加を強制しているものではありませんのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

②そのプログラムにおいて、各種の表彰や人権作文発表などと「人権・共生に関する講演」とは分離すること。

これまでの内容が、「市民の差別意識」問題に偏っており、参加が「自由意志」なのに強制になっています。(人権推進課)

8月に実施した人権のまちづくり推進月間に取り組んだ内容を12月の人権週間に表彰することにつきましては、今後も引き続き実施してまいります。また、人権講演のテーマにつきましては、三田市人権施策基本方針に定める分野別施策を中心とした様々な人権課題を取り上げ、研修の充実を図ってまいります。

6 民間組織である「三田市人権を考える会」の事務局を人権推進課の職員が担当することをやめること。「考える会」の運営資金について、約470万円の「補助金」でなく丸抱えの「運営資金」であり、廃止すること。(人権推進課)

①昨年の回答では、『「三田市人権を考える会」の業務は、『見直しの対象に該当しない』旨の見解が示されたため、・・・職免として業務にあたっておりません。』としていますが、では、どういう勤務で業務にあっているのか明らかにすること。

三田市人権を考える会の規約の定めにより、会長、副会長他の役員がおかれ、役員が中心となって研究会や学習会、講演会等の開催に関する企画、関係機関との連絡事務を行っています。事務局では、会長からの委嘱により連絡調整、各部会の運営等本会の事務を処理しています。

②昨年の回答では、『「三田市人権を考える会」と行政とが両輪となって共に人権の啓発・推進活動を進めるものと考えております。』としていますが、民間組織と行政は、その役割が異なるので「両輪」は誤っています。それぞれが、別々に実施すればよい。

丹有人権連は、独自で「2・11人権と民主主義を考える丹有研究集会」や「学習・討論会」等を実施しています。

三田市人権を考える会は、これまで人権を啓発・推進する市内最大の活動団体として、様々な組織や団体、個人により構成され、人権の啓発・推進活動を進めてまいりました。今後においても全市的な取り組みを進めていくことが必要であると考えております。ご指摘内容については、ご意見としてお伺いいたします。

③昨年の回答では、「・・・記述のような民間組織は、三田市人権を考える会以外にもあります。」としていますが、ではどのような組織があるのか明らかにすること。

ご質問の民間組織は、平成28年3月16日付け、「平成27年4月10日付けで通知しました発意に基づく調査結果につきまして、三田市オンブズパーソン条例第14条の規定により次のおりとおりに通知します。」における類型2(判断基準I-②適合)に掲載されている組織となっています。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課 (TEL 079-559-5035)

※回答させていただいた内容に質問等ございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。